



2018年2月23日

No. 17013

## お客様各位

平素より JALCARGO をご利用いただき、ありがとうございます。

リチウム電池を内蔵・装着した多機能スーツケース(通称 Smart Luggage\*)の旅客手荷物としての IATA 危険物規則が、2018年1月15日発効で改定となりました。それに伴い、当社では当該品目の貨物としての取り扱いを下記のとおりいたしますので、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(現時点では貨物としての ICAO/IATA 危険物規則の変更はございません。本案内はあくまでも当社貨物取り扱いに限定した措置となります。)

\*Smart Luggage = リチウム電池を内蔵・装着した多機能スーツケースで、他の電子機器(スマートホン、PC等)への充電、GPS、自動施錠等の機能を有している。

## 記

## 1. Smart Luggage の弊社貨物としての取り扱い

Smart Luggage は、旅客手荷物としては携帯用充電器(Powerbank、モバイルバッテリー)や予備電池と同様に取り扱われており、電池単体としての性質を強く持つことから、当社としては当該品目を UN3480 リチウムイオン電池(単体)と分類し、IATA 危険物規則に従い、当該物品の当社便での貨物としての受託及び輸送を禁止いたします。

(ただし内蔵・装着されたリチウム電池がボタン電池の場合は制限の対象外)

## 2. 適用開始日

2018年3月1日(木)より(搭載日ベース)

## 3. その他

- ① UN3480 リチウムイオン電池(単体)は、IATA 危険物規則における「航空郵便で輸送可能な危険物」には含まれないので、当該物品は郵便としても受託不可・輸送不可となります。
- ② 「リチウムイオンまたはリチウムポリマーのセルおよび組電池の取り扱い一覧表」に本内容を反映しましたのでご参照願います。

## [別添]

添付-1:リチウムイオンまたはリチウムポリマーのセルおよび組電池の取り扱い一覧表(UN3480, UN3481)

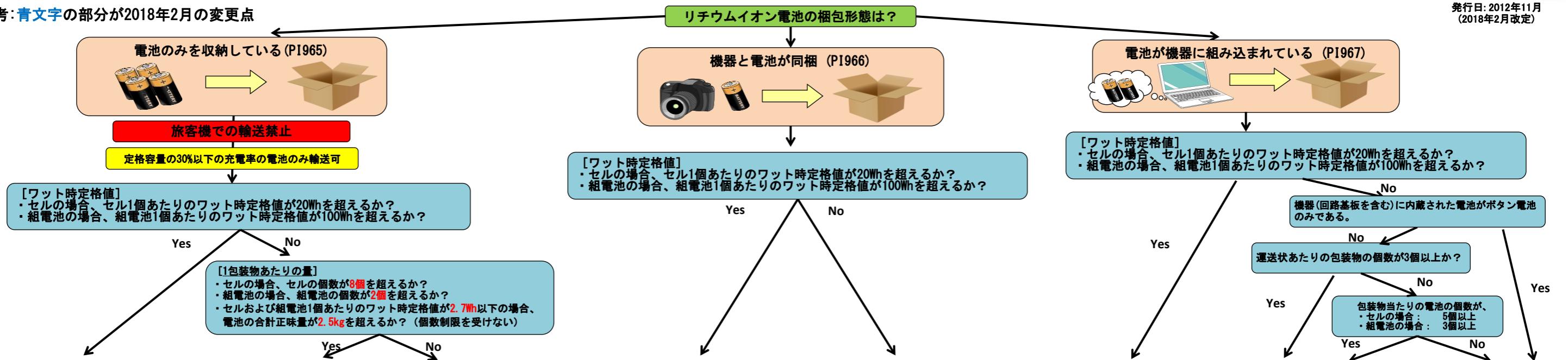
以上

## リチウムイオンまたはリチウムポリマーのセル及び組電池の取り扱い一覧表(UN3480, UN3481)

JAL CARGO 

発行日: 2012年11月  
(2018年2月改定)

備考: 青文字の部分が2018年2月の変更点



UN3480 PI965	Section IA	Section IB	Section II
制限	1包装物あたりの正味量:35kg	1包装物あたりの正味量:10kg	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運送毎に1包装物まで</li> <li>・非危険物とは分けて搬入すること</li> </ul> <p>セルまたは組電池1個のワット時定格値が:                      ① 2.7Wh以下のセルおよび組電池の場合                      -1包装物あたりの電池の個数:制限なし                      -1包装物あたりの電池の正味量:2.5kg                      ② 2.7Whを超えるが20Wh以下のセルの場合                      -1包装物あたりのセルの個数:8個以下                      -1包装物あたりの電池の正味量:制限なし                      ③ 2.7Whを超えるが100Wh以下の組電池の場合                      -1包装物あたりの組電池の個数:2個以下                      -1包装物あたりの電池の正味量:制限なし                      【注】上記①から③の電池を、同一包装物内に組み合わせて収納することはできない。</p>
危険物申告書	必要	必要	不要
運送状 (AWB)	"Dangerous goods as per attached shipper's declaration" または "Dangerous goods as per attached DGD" および "Cargo Aircraft Only" または "CAO" の文言	"Dangerous goods as per attached shipper's declaration" または "Dangerous goods as per attached DGD" および "Cargo Aircraft Only" または "CAO" の文言	"Lithium ion batteries in compliance with Section II of PI965" および "Cargo Aircraft Only" または "CAO" の文言
ラベリング・マーキング	1. リチウム電池用第9分類ラベルおよびCAOの取り扱いラベルが必要【備考1】 2. DGR第7章の要件に従い、危険物としてのマーキングが必要	1. リチウム電池用第9分類ラベル、およびリチウム電池マークが必要【備考1】 2. PI965 Section II に従い、必要に応じてマーキングが必要(overpackの場合)	1. CAOの取り扱いラベルおよびリチウム電池マークが必要【備考1】 2. PI965 Section II に従い、必要に応じてマーキングが必要(overpackの場合)
国連容器	不要 (但し、1.2mの落下試験に合格した容器でなければならぬ。)	不要 (但し、1.2mの落下試験に合格した容器でなければならぬ。)	
異なる危険物との同梱	区分1.4Sを除く分類1、区分2.1、分類3、区分4.1、又は区分5.1の危険物と同じ外装容器に収納してはならない。	区分1.4Sを除く分類1、区分2.1、分類3、区分4.1、又は区分5.1の危険物と同じ外装容器に収納してはならない。	他の危険物と同じ外装容器に収納してはならない。
オーバーパック	区分1.4Sを除く分類1、区分2.1、分類3、区分4.1、又は区分5.1の危険物を含む包装物と同じオーバーパックの中に置いてはならない。	区分1.4Sを除く分類1、区分2.1、分類3、区分4.1、又は区分5.1の危険物を含む包装物と同じオーバーパックの中に置いてはならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オーバーパック毎に1包装物まで可。</li> <li>・区分1.4Sを除く分類1、区分2.1、分類3、区分4.1、又は区分5.1の危険物を含む包装物と同じオーバーパックの中に置いてはならない。</li> </ul>
荷主によるULDへの積み付け	不可	不可	不可

UN3481 PI966	Section I	Section II
制限	<p>1包装物あたりの電池の個数は、機器の使用に適切な個数に加え、予備電池が2つまで。</p> <p>加えて、1包装物あたりの電池の正味量は、                      -旅客機の場合: 5kg                      -貨物機の場合: 35kg</p>	<p>1包装物あたりの電池の個数は、機器の使用に適切な個数に加え、予備電池が2つまで。</p> <p>加えて、1包装物あたりの電池の正味量は、                      -旅客機の場合: 5kg                      -貨物機の場合: 5kg</p>
危険物申告書	必要	不要
運送状 (AWB)	"Dangerous goods as per attached shipper's declaration" または "Dangerous goods as per attached DGD" の文言	"Lithium ion batteries in compliance with Section II of PI966" の文言
ラベリング・マーキング	1. リチウム電池用第9分類ラベルが必要【備考1】 2. PI966 Section II に従い、必要に応じてマーキングが必要	1. リチウム電池マークが必要【備考1】 2. PI966 Section II に従い、必要に応じてマーキングが必要(overpackの場合)
国連容器	電池を収納する容器は、包装等級IIの要件を満たす、国連規格容器が必要	不要 (但し、電池を収納する容器は1.2mの落下試験に合格した容器でなければならない。)
荷主によるULDへの積み付け	不可	可能 (ULDの外装にリチウム電池マークの再表示が必要)

UN3481 PI967	Section I	Section II	Section II
制限	1包装物あたりの電池の正味量 -旅客機の場合: 5kg -貨物機の場合: 35kg	1包装物あたりの電池の正味量 -旅客機の場合: 5kg -貨物機の場合: 5kg	1包装物あたりの電池の正味量: -旅客機の場合: 5kg -貨物機の場合: 5kg
危険物申告書	必要	不要	不要
運送状 (AWB)	"Dangerous goods as per attached shipper's declaration" または "Dangerous goods as per attached DGD" の文言	"Lithium ion batteries in compliance with Section II of PI967" の文言	記載不要 (AWBにSection IIの記述をしてはならない)
ラベリング・マーキング	1. リチウム電池マークが必要【備考1】 2. PI967 Section II に従い、必要に応じてマーキングが必要(overpackの場合)	1. リチウム電池マークが必要【備考1】 2. PI967 Section II に従い、必要に応じてマーキングが必要(overpackの場合)	不要
国連容器	不要	不要	不要
荷主によるULDへの積み付け	不可	可能 (ULDの外装にリチウム電池マークの再表示が必要)	可能

【備考1】経過措置として、2018年12月31日まで以下のラベル貼付を認める。

1. リチウム電池用第9分類ラベルに代えて、一般危険物用の第9分類ラベルを貼付。
2. リチウム電池マークに代えて、DGR57版(2016年版)で定められたリチウム電池取り扱いラベルを貼付。

【備考2】他の機器への充電・電力の供給を主目的とし、それ自体は作動する機能を持たない携帯用充電器(Powerbank、モバイルバッテリー)やSmart Luggage(リチウム電池を内蔵・装着した手荷物)については、電池単体としての性質を強く持つことから、包装基準966が適用されるUN3481 機器同梱のリチウムイオン電池または包装基準967が適用されるUN3481 機器組み込みのリチウムイオン電池としては取り扱わない。